

通常砂防事業事前評価調書

路線・河川等名	しもたにかわしけい 下谷川支溪	事業名	通常砂防事業	補助・単独の別	補助
事業主体	京都府	事業箇所（区間）	まいづるしまるべかみ 舞鶴市余部上 地内		
事業概要	地域概要	下谷川支溪は、京都府北部の舞鶴市に位置し、流域面積 0.083km ² からなる溪流である。			
	事業目的	流域は、荒廃した山肌や倒木が見られ、被害想定区域内には、人家 16 戸や国道 27 号が存在する。今後の豪雨等による土石流から人命を保護し、地域の安全・安心を確保するため、土砂災害対策工事を実施する。			
	上位計画等	○ 京都府総合計画 中丹地域振興計画			
	整備内容	○ 砂防堰堤 1 基、溪流保全工 1 式 ○ 全体事業費 : 4.0 億円			
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等	○ 現在、流域内に設置されている砂防堰堤等がない。 ○ 保全対象 人家 16 戸、国道			
事業の有効性	事業の効果及び費用対便益等	○ 土石流による土砂災害から下流に存在する人家、国道を保全し、人命を守る。			
事業の効率性等	コスト削減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	○ 砂防堰堤を効率的に配置し、施設の規模を抑制することで、地形の改変を避け、自然環境への負荷低減に努める。 ○ 現地発生土を他工事に積極的に流用調整することで、他工事を含めた総事業費のコスト削減を図る。			
総合評価	本事業は、土石流による土砂災害から人命保護及び地域の安全・安心を確保するため、新規着手の必要がある。				

しもたにかわけい
下谷川支溪 通常砂防事業 (京都府 舞鶴市 余部上)

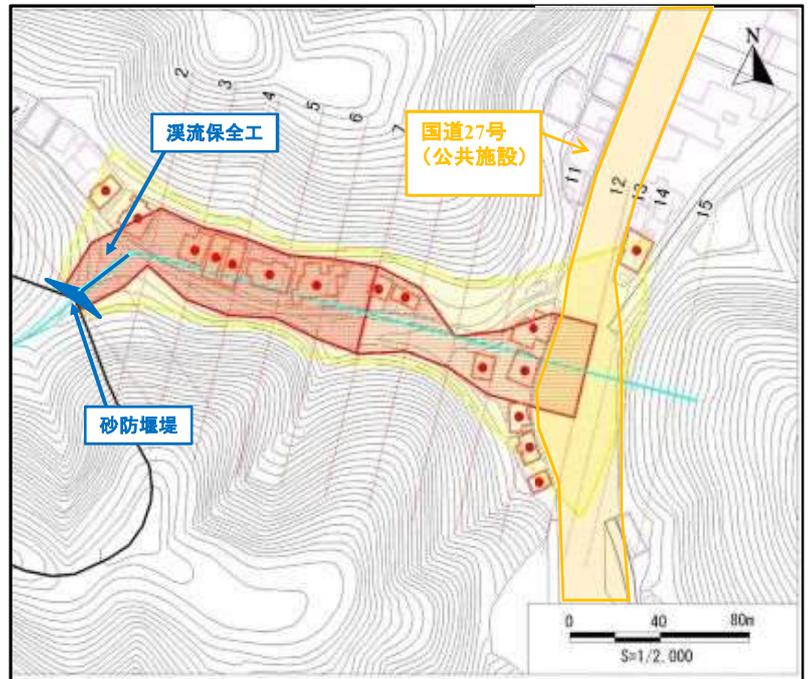
○事業目的

下谷川支溪は、京都府北部の舞鶴市に位置し、保全対象として人家16戸および国道27号を含む土石流危険渓流である。流域内は、荒廃した山肌や倒木が見られ、今後の豪雨等により土石流が発生する危険性がある。このため、砂防堰堤を施工し土石流災害を未然に防止するものである。

○箇所概要

保全対象：人家16戸、国道27号(公共施設)
実施内容：砂防堰堤 1基 渓流保全工 1式
全体事業費：400百万円 (R5～)

【位置図】



『環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

作成年月日	令和5年3月24日
作成部署	建設交通部砂防課

事業名	下谷川支溪 通常砂防事業	地区名	舞鶴市余部上 地内
概算事業費	4.0億円	事業期間	令和5年度～
事業概要	砂防堰堤 1基、溪流保全工 1式		
目指すべき環境像	事業箇所周辺は、豊かな自然環境があり、景観への配慮が必要である。事業実施に当たっては、自然環境に与える影響を可能な限り小さくするよう配慮する。また、土砂災害の発生を防止する事業であり、地域住民の安心・安全を確保すると共に、動植物の生育環境と長期的な景観の保全により、地域の生活環境の保全に寄与する。		
関連する公共事業	なし		

	評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)		溪流が荒廃しており、溪床には不安定な土砂が堆積しているため、荒廃の進行を防止し、それに伴う溪流周辺の地形の保全を図る必要がある。	砂防堰堤を整備することで、土砂災害の原因となる溪流の土砂移動を抑制し、現地形の保全を図り、生態系の維持に寄与する。	
	地形・地質	○			3
	物質循環(土砂移動)	○			4
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系	○			3
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン		溪流下流に人家や国道が位置しているため、工事期間中は工事車両による騒音・振動を抑制する必要がある。また、建設発生材を極力リサイクルする必要がある。	工事実施中は、低騒音・低振動機械を使用することを原則とする。また、建設発生材は当該工事や近隣の公共工事や民間工事と調整し、再利用に努める。	
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			3
	廃棄物・リサイクル	○			3
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
	その他				
地域個性・文化環境	景観	○	当該溪流下流は人家が密集する集落であるが、流域は豊かな自然環境や景観に恵まれていることから、植生等の環境の改変を最小限に抑える必要がある。地元住民に工事の周知を行い、本事業の意義を共有し理解を促す必要がある。	材料の選定においては、地域の自然環境との調和を図るよう努める。地域住民に対して行う工事説明会等は、防災に対する意識向上を図り、地域住民との協働に努める。	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行事				
	地域住民との協働	○			4
	その他				
外部評価					

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善：5、やや改善：4、現状維持：3、やや悪化：2、悪化：1)

評価項目	「施工地の環境特性と目標」の記載要点	
	主要な評価の視点	
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
	生活環境	ユニバーサルデザイン
水環境・水循環		・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
大気環境		・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
土壌・地盤環境		・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
騒音・振動		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
廃棄物・リサイクル		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
化学物質・粉じん		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
電磁波・電波環境・日照 その他	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）	
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働 その他	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。